

山形市消費生活センター情報

2024 年 6 月号



消費者庁のイラスト集より

◎「送料負担のみ」とのSNSの広告を見て、安価な美容液を注文したら定期購入になっていた。

◎「簡単に稼げる」とのSNSの広告を見て、副業サイトでノウハウが書かれた情報商材を購入後、事業者からの電話で、高額なサポートプランを勧誘され契約した。説明と違い、もうからない。

◎SNSで知り合った人から暗号資産への投資を勧められ、個人口座へ送金したが、連絡が取れなくなった。

SNSをきっかけにした トラブルが増えています！



ここが重要 ベニ！！

●SNSは便利なコミュニケーションツールですが、様々な消費者トラブルのきっかけにもなっています。

●大幅な値引きや商品効果を過剰にうたう広告、「簡単にもうかる」などの投稿やメッセージは、うのみにしないでください。

●SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信用できる相手かは、わかりません。SNSでの勧誘がきっかけの投資詐欺も急増していますので、ご注意ください。

●消費者を陥れようとするダークパターン※やフェイク画像など、ネット広告や情報の見極めや判断が難しくなっていますが、申し込む前に冷静になり、契約内容をよく確認することが大切です。

●心配なときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

※ダークパターンとは、スマホのアプリなどの操作画面で消費者が気付かないうちに不利な判断に誘導する仕組みのウェブデザインのこと。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン^{い や や}188もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

